

弁理士に係る懲戒制度と処分制度の比較

参考資料 3 - 1

	弁理士法に基づく懲戒	日本弁理士会会則に基づく処分
目的	国民の公益的見地	会の自治的見地
根拠規定	弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合（弁理士法第32条）	弁理士法若しくは同法に基づく命令又は会則若しくは会則に基づく命令に違反した場合において、会の秩序又は信用を害したとき（会則第49条第1項）
請求者	何人も請求可（弁理士法第33条第1項） 職権による場合（弁理士法第33条第3項）	何人も請求可（会則第50条） 職権による場合（会則第51条第1項）
処分の種類	戒告 二年以内の業務の停止 業務の禁止 （弁理士法第32条）	戒告 この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止 経済産業大臣に対する懲戒の請求 退会 （会則第49条第1項）
請求件数	平成13年 1件 平成17年 6件 平成14年 1件 平成18年 5件 平成15年 2件 平成16年 7件	平成13年度 7件 平成17年度 22件 平成14年度 2件 平成15年度 4件 平成16年度 23件
処分実績 （新法施行後）	戒告 1名 業務の禁止 1名	戒告処分 6名 会員の権利停止 3名 経済産業大臣に対する懲戒の請求 2名 退会 4名
（旧法） 平成8年～12年	処分実績なし	戒告 5名 退会 4名